

## 朝日町ビーチボール振興支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、ビーチボール競技の普及及び競技スポーツの振興・技術力の向上を図るため、団体等が行なうビーチボール振興事業に要する経費について、予算の範囲内において、朝日町補助金等交付規則（昭和51年朝日町規則第3号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、朝日町ビーチボール振興支援補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、複数の施設等を管理する法人等は、各施設を補助対象団体とすることができる。

- (1) 会則・規約・定款等を有すること。
- (2) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体

イ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する政治活動を行う団体

ウ 特定の宗教を支持し、もしくは教派、教団その他の宗教団体を支援し、又はこれに反する宗教活動を行う団体

エ 暴力団（暴力団による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団員対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

オ 暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。）

カ 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある団体

キ 公序良俗に反する団体

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第1条

の趣旨に合致する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 初心者を含むビーチボール競技の入門、上達等を目的として、開催する教室事業として実施するものをいう。
- (2) 初心者を含むビーチボール競技の入門、上達等を目的として、開催する初心者向け大会開催事業として実施するものをいう。
- (3) その他町長が認めた事業

2 補助事業は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 広く町民等への波及効果がある等一定の公益性がある事業であること。
- (2) 補助対象団体自らが主催し、かつ、経費を負担するものであること。
- (3) 交付決定以降に開始する事業であること。
- (4) 事業計画や資金計画が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な効果が期待できるものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 営利を目的とする事業又はそれに類する事業
- (2) 国、地方公共団体等からの委託や補助等を受けている事業（指定管理者が自主事業として指定管理料を充てずに行う事業又は障害者支援施設等が運営に係る補助金等を充てずに行う事業を除く。）
- (3) 政治・宗教活動を目的としている事業
- (4) 寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
- (5) 販売、出版、収集、資料作成、研究等を主な目的とする事業
- (6) 事業の参加者が、事業に関わる団体（主催者・共催者等）の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象とする事業
- (7) 事業に関わる団体（主催者・共催者等）への入会を参加の条件とした事業
- (8) 公序良俗に反する事業
- (9) その他町長が適当でないと認めるもの  
(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は補助事業の実施に要する経費（団体運営等に要するものは除く）であって町長が適当と認めるものに限る。なお、具体的な費目、補助率、

補助限度額等は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助対象団体は、補助金の交付を申請しようとするときは、指定する期日までに補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則・規約・定款等
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1補助対象団体につき教室開催事業及び大会開催事業それぞれについて、同一年度内に1回申請することができる。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付の決定を行い、その内容を通知するものとする。

(交付条件)

第7条 補助金等の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項の一に該当するときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

- ア 補助事業に要する経費の変更をする場合
- イ 補助事業の内容を変更する場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象団体は、事業を完了したときは、補助事業の終了後30日以内(当該期限が補助事業の実施された年度の末日を経過することとなる場合には、当該年度の末日まで)に、朝日町ビーチボール振興支援補助金実績報告書(様式

第3号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
  - (2) 事業実施に係る写真及び資料等
  - (3) 事業に要した経費に係る領収書の写し
  - (4) その他町長が必要と認める書類
- (交付の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定による実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、その内容を補助対象団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 補助対象団体は、補助金の交付の請求をしようとするときは、朝日町ビーチボール振興支援補助金交付請求書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 朝日町ビーチボール振興支援補助金額確定通知書(写し)
  - (2) その交付の他町長が必要と認める書類
- (交付の決定の取消し等)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号にいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 第7条の規定による承認を受けず補助事業を変更又は中止したとき。
  - (3) 補助金を交付目的以外のものに使用したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、不正な行為があったと町長が認めるとき。
- (返還命令)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象団体に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 町長は、補助対象団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助団体に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表

(1) 初心者を含むビーチボール競技の入門、上達等を目的として、開催する教室  
事業

事業内容      ビーチボール競技の入門、上達を目的として、開催される教室を実施するもの

対象人数      1回あたり、10以上の参加

補助率      補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額（自己負担額）の10分の10

補助限度額      1万円又は自己負担額のどちらか低い額

※1年間あたりの上限額とし、補助回数は通算して3回を限度とする。  
ただし毎年度の事業申請及び審査を必要とするため、2回目以降の採択、補助金の交付を保証するものではない。

補助対象経費

報償費	講師への謝礼等 ※補助対象団体の構成員や会員に対するものを除く。単価3万円を上限とする。
旅費	ボランティアの交通費等
消耗品費	事務用品、ラインテープ等
印刷製本費	チラシ、プログラム等の印刷代等
通信運搬費	郵送料、運搬料等
保険料	イベント保険の保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、備品の借用料等
備品購入費	競技用具等 ※単価2万円（税込）以上のもの。原則借用で対応すること。購入が必要な場合は、目的、用途、購入の理由を明確にし、カタログ等を添付すること。
委託料	警備委託費等
手数料	振込手数料等
	※補助対象経費の支出に要するものに限る。
その他	その他町長が適当と認めたもの

2 初心者を含むビーチボール競技の入門、上達等を目的として、開催する初心者向け大会開催事業

事業内容	ビーチボール競技の入門、上達を目的として、開催される初心者向け大会など
対象人数	1回あたり、20以上の参加
補助率	補助対象経費から当該補助金以外の収入額を控除した額（自己負担額）の10分の10
補助限度額	5万円又は自己負担額のどちらか低い額 ※1年間あたりの上限額とし、補助回数は通算して3回を限度とする。ただし毎年度の事業申請及び審査を必要とするため、2回目以降の採択、補助金の交付を保証するものではない。

補助対象経費

報償費	講師への謝礼等 ※補助対象団体の構成員や会員に対するものを除く。単価3万円を上限とする。
旅費	ボランティアの交通費等
消耗品費	事務用品、ラインテープ等
印刷製本費	チラシ、プログラム等の印刷代等
通信運搬費	郵送料、運搬料等
保険料	イベント保険の保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、備品の借用料等
備品購入費	競技用具等 ※単価2万円（税込）以上のもの。原則借用で対応すること。購入が必要な場合は、目的、用途、購入の理由を明確にし、カタログ等を添付すること。
委託料	警備委託費等
手数料	振込手数料等
	※補助対象経費の支出に要するものに限る。
その他	その他町長が適当と認めたもの